

資格・総合

ADRの現場から

186

不動産会社が知つておくべき
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話しによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことだ。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

この10月、コロナ禍中において発出されていた緊急事態宣言が解除されました。新規感染者は近日のところ低い水準で推移しており、ようやく番影響を受けたのは民泊事業者かもしれません。年にせば、外国人観光客が99・9%減少わずかな光が見えてきたといふ印象を受けます。もちろん、まだまだ油断はできません。しかし、諸外国でもコロナ禍はんし、今までの世界的な感染症もいざなはれません。これはとても良いことは、光あれば影あり、人がいるところにトラブルあり。民泊事業者の方々に

日本不動産仲裁機構

は、以前と変わらぬトラブル対策を実施していただければと思います。今回は、あらためて民泊に関するトラブルを紹介します。

民泊関連トラブルで最も多いのが、近隣トラブルです。そもそも、民泊施設があることは、近隣トラブルに拒否反応を示す住民が多いといふことと共に、①見知らぬ外國人が近所にたむろしていく

コロナ禍で不動産業界も大きな影響を受けましたが、一番影響を受けたのは民泊事業者です。そもそも、民泊施設があることは、近隣トラブルに拒否反応を示す住民が多いといふことと共に、①見知らぬ外國人が近所にたむろしていく

不安、②ゴミ出しのルールが守られていない、③玄関に置いてあった小物が盗まれてしまった——などの苦情が多く寄せられています。

なお、住宅宿泊管理業者(民泊代行業者)の苦情への対応については、「必要に応じて速やかに現地へ赴くと共に、苦情があつてから現地に赴くまでの時間は30分以内を自安とする(交通手段の状況等により時間を要する場合も60分以内が自安)」となっています。

す。民泊代行を行うのであれば、苦情への対応方法をあらかじめ確立しておく必要があるといえるでしょう。

また、民泊ビジネスは誕生して日が浅く、更にコロナ禍で期間が空いてしまいました。

業務の依頼者である「住宅宿泊事業者(民泊オーナー)」も民泊代行業者の業務内容を明確に把握していないケースが多いと考えられます。例えば、近隣住民からのクレームがあった場合、その原因を「民泊代行会社が業務を十分に実施していなかつたから」と決めつける民泊オーナーもいるかもしれません。

だからこそ、民泊代行業者は、①宿泊者の起こすトラブル、②民泊オーナーとの間で起るトラブルの2種に対し、備えをしておかなければなりません。

この2つのトラブルに共通する対策ポイントは、「しっかりと伝える」ということ。宿泊者に対しては、近隣や民泊施設内でやつて良いこと

や「何をどこまでやるか」ということを明確にする必要があるでしょう。

コロナ禍明けに気をつけたい民泊トラブル